

委員の眼

東京マーケットと
会計基準

ASBJ 副委員長 あらい たけひろ
新井 武広



私の企業会計基準委員会（ASBJ）での勤務は、専門研究員の3年間を含めて通算では9年を超え、西川委員長に次ぐ在籍期間となっている。本稿では、ある著名な歴史学者の言葉である「振り返れば未来」をお借りして、東京証券取引所（東証）での勤務で一番長い上場審査時代を振り返り、私の視座をつづることとしたい。

まず、東証に上場している外国企業が最大127社あったことをご存じだろうか。東証は、1973年12月に外国株式市場を開設し、当初は米国企業5社とフランス企業1社の合計6社でスタートしたが、上場関係の提出書類の簡素化や二重監査の廃止などの制度面での改善に加え、ジャパン・アズ・ナンバーワンと喧伝された当時の日本経済や大手証券会社の積極的な上場誘致などを背景に、1980年代後半に外国企業の上場ラッシュがあった。1985年末の21社から1988年末には112社となり、1991年12月には11か国127社までに増加した。当時のニューヨーク証券取引所の上場外国会社数が120社程度であり、それを上回る状況にあった。その後は、バブル崩壊後の東京市場の低迷等や情報通信技術の発達などを要因として上場廃止申請が相次ぎ、現在は11社であり、個別株式の上場に代わって、海外株価指数連動型の上場投資信託が30銘柄に達する状況にある。

上場ラッシュ当時の証券取引法での開示は、日本の会計基準等との相違が定性的に記載されるにとどまり、日本基準も含め、11通りの会計基準に基づく財務書類が開示される状況にあった。新規上場の形式要件である「利益の額」の算定、収益性や流動性などの財務分析を行うに当たり、自国基準から一部離脱している事例もみられ、1社1社、会計基準や会計処理の相違などに注意を払わなければならない、会計基準が統一されていれど感じる日々であった。また、当時の市場関係者の国際会計基準に対する意識は、エスペラント語と同じような理念の領域であり、1989年に国際会計基準委員会（IASC）から公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」が公表され、ハーモナイゼーションに向けて歩み出した時期であった。なお、世界の主要な証券取引所が加盟する国際証券取引所連合では、1975年の年次総会で、1973年に発足したIASCの活動の支持を表明し、東証も、この表明の主旨を有価証券上場規程の取扱いの中に反映していたことは付言しておきたい。

あれから、約四半世紀、資金が瞬時にかつ大量に国境を越えて動く時代となり、東証上場の日本企業における外国法人等の株式保有比率は1985年度の7%台から2012年度には28%台へと大幅に上昇し、委託売買比率のうち海外投資家が占める割合が過半を大幅に超えるなど東京マーケットもますますグローバル化してきている。そのような中、2008年9月の金融危機を契機に開催され

ている G20 の首脳声明では、1 組の高品質なグローバルな会計基準の構築に向けて取り組むという提言が継続的に出されている。会計基準が金融資本市場の重要なインフラの 1 つであるという点を踏まえると、上場会社に適用される会計基準については、関連諸制度との関係を調整しつつ、国際的な比較可能性を確保する観点から、究極的には 1 組の会計基準への収れんに向けて取り組む姿勢を堅持することが必要であると考えられる。

もう 1 点、個々の会計基準の開発については、関連当事者の開示、四半期財務諸表、棚卸資産、包括利益の表示、連結・SPC、非上場会社の会計のあり方など、それぞれに市場関係者等との調整に思い出深いものがあるが、東証時代のキャッシュ・フロー計算書に関する取組みに触れたい。

ちょうど、前述の時期に重なるが、上場審査室の先輩とともに横浜国立大学の若杉明先生等にご教授いただく研究会を設け、我が国では導入されていなかったキャッシュ・フロー計算書に関して、国際的な動向も把握しながら、その目的と資金概念、資金収支の表示のあり方、資金フローの分析等の論点について検討を行った。そして、1987 年秋にその成果を取りまとめて、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」の中で資金収支計算書の記載を求めることとした。これは、上場審査上、企業の経済的実態を把握するに当たり、収益性分析とともに流動性分析が重要であるが、比率分析だけでなく、資金の動きを適切に把握できないかという問題意識に基づくものであった。

検討開始した当時の有価証券報告書での記載は財務諸表外での資金繰り状況表であり、「利益の質」の分析に当たっては、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書から自ら電卓をたたいて収支情報を把握していた。その後、1986 年 10 月に企業会計審議会から公表された「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」の中で資金計算書の整備拡充が提言され、1987 年度から財務諸表外の個別ベースの情報として、資金収支表が事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支の 2 区分で開示が行われるようになった時期である。

研究会で取りまとめた資金収支計算書の様式は、現行のキャッシュ・フロー計算書のような 3 区分方式ではなく、営業収支、投融資収支、決算収支（配当支出、役員賞与支出、法人税等支出）、財務収支という 4 区分であった。また、いわゆる間接的 direct 法に基づく営業収入や営業支出の記載を求め、営業収入は、売上高、売上債権増加、売上債権に係る非資金取引項目、その他という項目に分け、営業支出も、売上原価、販売費及び一般管理費、棚卸資産増加、仕入債務の増加などの項目に分けて記載を求めた。個別ベースの情報ではあったが、営業利益を数十億円計上している会社が、営業キャッシュ・フローでは数十億円のマイナスなど、いままでは自ら電卓をたたいて計算していた情報とその要因が一表に鮮明に示され、これを利用して上場申請会社の方々とディスカッションを行ったものである。当時は、キャッシュ・フロー計算書は基本財務諸表に値するものなのかという議論も聞かれたが、損益計算書や貸借対照表では直接的には把握できない有用な情報入手できるという点では基本財務諸表に値するという認識を強く抱いたものである。その後は、ご承知のとおり、我が国でも、制度改正により、基本財務諸表の一角を占めて現在に至っている。

折しも、今年 7 月に IASB から公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」では、各基本財務諸表間の関係も取り上げられている。当期純利益、OCI リサイクリング、測定、開示などの最重要論点に対して、我が国の市場関係者の意見を踏まえて ASBJ として意見発信を行っていくことが重要であるが、これらの点とともに、個人的にはキャッシュ・フロー情報の重要性の再認識の機会にもなればと考えている。